

CPD活動関係学協会連絡会運営要領

公益社団法人日本技術士会

(目的)

第1条 日本技術士会は、技術士のCPD活動実績の管理及び活用に関する事業を円滑に推進するため、技術者のCPD活動を推進している学協会に参加を求めてCPD活動関係学協会連絡会（以下「連絡会」という。）を開催し、CPD活動に関する情報連絡及び意見交換を行う。

(会議内容)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について情報連絡及び意見交換を行うものとする。

- (1) 技術士CPDの実績管理と活用に関する事業の状況に関すること。
- (2) 技術士CPDの実施機会の拡大に関すること。
- (3) その他、関係学協会相互のCPD活動の推進に関すること。

(参加)

第3条 連絡会は、技術士CPDガイドラインが定める技術士CPD実施法人の要件*を満たす学協会の参加を得て開催する。

- 2 前項の他、技術士CPD実施法人以外の学協会についても、希望により会議には参加できるものとする。

(開催)

第4条 会議は、原則として年度に1回開催する他、必要に応じて開催することができるものとする。

(議長)

第5条 連絡会の議長は、日本技術士会専務理事が務める。

(会費)

第6条 連絡会の参加に関わる会費等は徴収しない。

(退会)

第7条 連絡会に参加した学協会は、退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(事務)

第8条 連絡会に関する事務は、日本技術士会技術士CPDセンター技術士CPD管理部が行う。

※：技術士 CPD ガイドラインが定める技術士 CPD 実施法人の要件

- ① 学習目標が明示された良質な CPD プログラムを提供していること。
- ② 「独自の CPD 算定基準」を定めた CPD 登録制度を保有していること。
- ③ 「独自の CPD 算定基準」が「形態区分別 CPD 時間算定基準（目安）」（表—4）に概ね適合していること。
- ④ 「独自の CPD 算定基準」の資質区分等の分類に、専門的学識だけでなく一般共通資質が位置付けられていること。
- ⑤ 「独自の CPD 算定基準」に基づき CPD 登録の審査を実施し、その登録証明書を発行していること。
- ⑥ CPD 記録を一定期間保存していること。

以上